

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第161号 川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

- ・川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例の一部改正
新旧対照表

(2) 議案第175号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- ・新旧対照表

川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例 平成26年3月27日条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 川崎市消防職員として消防事務に従事した者で、川崎市の消防署長の職又は川崎市消防局における当該職と同等以上と認められる職に1年以上あったもの</p> <p>(2) 川崎市の行政事務に従事した者で、川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に規定する局又は本部の長の職その他川崎市におけるこれらと同等以上と認められる職に2年以上あったもの</p> <p>(消防署長の資格)</p> <p>第3条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、川崎市消防吏員として消防事務に従事した者で、川崎市における消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。</p> <p>附 則 (抄)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>○川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例 平成26年3月27日条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 川崎市消防職員として消防事務に従事した者で、川崎市の消防署長の職又は川崎市消防局における当該職と同等以上と認められる職に1年以上あったもの</p> <p>(2) 川崎市の行政事務に従事した者で、川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に規定する局又は同条例第2条の規定により設置された本部の長の職その他川崎市におけるこれらと同等以上と認められる職に2年以上あったもの</p> <p>(消防署長の資格)</p> <p>第3条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、川崎市消防吏員として消防事務に従事した者で、川崎市における消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行									
<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年 3 月31日条例第23号</p> <p>略</p> <p>附 則 (抄)</p> <p>略</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第4条 略</p>	<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年 3 月31日条例第23号</p> <p>略</p> <p>附 則 (抄)</p> <p>略</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第4条 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から当該公務災害補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 1018 2098 1423"> <tr> <td data-bbox="1155 1018 1339 1061">傷病補償年金</td> <td data-bbox="1341 1018 1944 1241">国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。） 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）</td> <td data-bbox="1946 1018 2098 1241">0.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1341 1243 1944 1380">国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</td> <td data-bbox="1946 1243 2098 1380">0.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1341 1382 1944 1423">国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する</td> <td data-bbox="1946 1382 2098 1423">0.89</td> </tr> </table>	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。） 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する	0.89
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。） 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75								
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75								
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する	0.89								

改正案	現 行		
		年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	
		厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下「旧農林共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
		旧国民年金法の障害年金	0.89
		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83

改正案		現 行	
		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害に ついて障害共済年金又は障害厚生年金が支給さ れる場合を除く。）	0.88
		遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する 年金たる保険給付に該当する遺族年金
			国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する 年金たる保険給付に該当する遺族年金
			国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する 年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金
			厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以 下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法 の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定により支給される遺族 基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）
			遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡に ついて遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
			遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡に ついて国家公務員共済組合法、地方公務員等共 済組合法、私立学校教職員共済法若しくは旧農 林共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚 生年金が支給される場合を除く。）又は国民年 金法の規定による寡婦年金
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） （第13条の2に規定する	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） による障害厚生年金又は被用者年金制度の一 元化を図るための厚生年金保険法等の一部を	0.73

改正案		現行
公務上の災害に係るものを除く。）	改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下「旧農林共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金た	0.75

改正案		現行	
	る保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89	
傷病補償年金（第13条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償	

改正案			現行
		年金にあつては、0.91)	
	旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)	
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)	
	旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)	
障害補償年金(第13条の2に規定する公務上の災害	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83	

改正案			現行
に係るものを除く。)	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害	0.83	
	について障害基礎年金が支給される場合を除く。)		
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害に	0.88	
	ついて平成24年一元化法改正前国共済法等		
	による障害共済年金が支給される場合を除く。)		
	旧船員保険法による障害年金	0.74	
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74	
	旧国民年金法による障害年金	0.89	
障害補償年金（第13条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)	
	について障害基礎年金が支給される場合を除く。)		
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害に	0.92（第1級の障害等級に該当す	
	ついて平成24年一元化法改正前国共済法等		
	による障害共済年金が支給される場合を除		

改正案		現行
	く。)	る障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
	旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害

改正案		現行	
		に係る障害補償年金にあっては	
		0.82)	
	旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)	
遺族補償年金(第13条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)	0.80	
	及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)		
	遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済	0.88	

改正案			現行		
	年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金				
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80			
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80			
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90			
遺族補償年金	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87			
（第13条の2に規定する公務上の災害に係るものに	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.89			
限る。）	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.92			
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87			
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87			
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡夫年金	0.93			
2	年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由		2	年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由	

改正案	現 行																								
<p>について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる公務災害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</p>	<p>について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる公務災害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</p>																								
<p>(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金 (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金</p>	<p>(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金 (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金</p>																								
<p>3 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>	<p>3 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>障害厚生年金等及び障害基礎年金</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>旧船員保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </tbody> </table>	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	旧船員保険法による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	旧国民年金法による障害年金	0.89	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>旧船員保険法の障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法の障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法の障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金及び障害基礎年金</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> </tbody> </table>	旧船員保険法の障害年金	0.75	旧厚生年金保険法の障害年金	0.75	旧国民年金法の障害年金	0.89	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73																								
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86																								
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88																								
旧船員保険法による障害年金	0.75																								
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75																								
旧国民年金法による障害年金	0.89																								
旧船員保険法の障害年金	0.75																								
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75																								
旧国民年金法の障害年金	0.89																								
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73																								
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86																								
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88																								
4 略	4 略																								